

原危管発 第 7 号
平成 26 年 7 月 2 日

原子力規制委員会
原子力規制庁
原子力防災政策課長 殿

関西電力株式会社
原子力事業本部
原子力安全部長
[REDACTED]

大飯発電所原子力事業者防災業務計画の補正について（連絡）

平成 25 年 12 月 19 日付け関原発第 348 号にて届け出ました「大飯発電所原子力事業者防災業務計画」につきましては、社内組織改正等に伴い、添付資料のとおり補正しますのでご連絡いたします。

なお、本件連絡後は、補正後の内容に従って原子力防災関係業務を遂行することといたします。

以上

添付資料
大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行(平成25年12月19日修正)	読み替え後(平成26年6月26日以降適用)	説明
<p>られた場合は速やかに修理する。 なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>5. 安全パラメータ表示システム 安全・防災室長は、発電所における安全パラメータ表示システム（以下「S P D S」といいます。）を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>6. 原子力データ伝送システム (1) 安全・防災グループチーフマネジャーは、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続を実施する。 なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>(2) 安全・防災グループチーフマネジャーは、別表2－5－1.6に定めるデータをE R S Sに伝送するための原ナ力アーダ伝送システムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>7. 事故一斉放送装置および所内放送装置等 電気保修課長および土木建築課長は、発電所における事故一斉放送装置、運転指令装置、所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>8. 本店緊急時対策室 (1) 各グループチーフマネジャーは、本店の緊急時対策室（原子力事業本部の緊急時対策室および本店の非常災害対策室をいう。）および代替場所を別表2－5－1.5により維持する。 (2) 各グループチーフマネジャーは、本店の緊急時対策室および代替場所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設および設備とするため、別表2－5－1.5に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (3) 各グループチーフマネジャーは、非常用電源を本店の緊急時対策室および代替場所に供給可能なよう整備・点検する。 (4) 各グループチーフマネジャーは、別表2－3－7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 原子力データ伝送システム*</p>	<p>られた場合は速やかに修理する。 なお、気象観測設備の記録の取り扱いについては、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>5. 安全パラメータ表示システム 安全・防災室長は、発電所における安全パラメータ表示システム（以下「S P D S」という。）を整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>6. 原子力データ伝送システム (1) 危機管理グループチーフマネジャーは、作業等により国が運用する緊急時対策支援システム（以下「E R S S」という。）へのデータ伝送に支障がある場合は、必要な手続きを実施する。 なお、伝送に係る国・通信事業者との責任区分および伝送不具合時の対応については、あらかじめ定めるところによる。</p> <p>(2) 危機管理グループチーフマネジャーは、別表2－5－1.6に定めるデータをE R S Sに伝送するための原ナ力アーダ伝送システムを整備し、定期的に点検を行い、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>7. 事故一斉放送装置および所内放送装置等 電気保修課長および土木建築課長は、発電所における事故一斉放送装置、運転指令装置、所内放送装置を整備し、不具合が認められた場合は速やかに修理する。</p> <p>8. 本店緊急時対策室 (1) 各グループチーフマネジャーは、本店の緊急時対策室（原子力事業本部の緊急時対策室および本店の非常災害対策室をいう。）および代替場所を別表2－5－1.5により維持する。 (2) 各グループチーフマネジャーは、本店の緊急時対策室および代替場所を、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設および設備とするため、別表2－5－1.5に記載する仕様が維持されていることを確認する。 (3) 各グループチーフマネジャーは、非常用電源を本店の緊急時対策室および代替場所に供給可能なよう整備・点検する。 (4) 各グループチーフマネジャーは、別表2－3－7に定める以下の設備について、あらかじめ定めるところにより統合原子力防災ネットワークとの接続（衛星回線経由による接続を含む）が確保できることを確認する。 a. ファクシミリ、電話 b. テレビ会議システム c. 原子力データ伝送システム*</p>	<p>※ 伝送経路の多重化：平成25年度末整備完了予定</p>

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読み替表

現行(平成25年12月19日修正)	読み替え後(平成26年6月26日以降適用)	説明																
別表2-1-2 副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位	別表2-1-2 副原子力防災管理者および原子力防災管理者の代行順位	<p>原子力安全を統括する職位の設置に伴う副原子力防災管理者の追加および削除ならびに代行順位(副所長(技術))の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th> <th>副原子力防災管理者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>原子力安全統括</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>副所長(技術)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>安全・防災室長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>運営統括長(1・2号機)</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>運営統括長(3・4号機)</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>品質保証室長</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>原子力防災管理者が指名した課(室)長(※)</td> </tr> </tbody> </table>	順位	副原子力防災管理者	1	原子力安全統括	2	副所長(技術)	3	安全・防災室長	4	運営統括長(1・2号機)	5	運営統括長(3・4号機)	6	品質保証室長	7	原子力防災管理者が指名した課(室)長(※)
順位	副原子力防災管理者																	
1	原子力安全統括																	
2	副所長(技術)																	
3	安全・防災室長																	
4	運営統括長(1・2号機)																	
5	運営統括長(3・4号機)																	
6	品質保証室長																	
7	原子力防災管理者が指名した課(室)長(※)																	

(※) : 副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

(※) : 副原子力防災管理者を複数名選任している場合の代行順位は、あらかじめ定めるところによる。

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

			警戒体制	原子力防災体制				
			班 長	副班長	主 な 職 務	員員数		
本 部 長 (統括管理)	副 本 部 長 (統括管理補佐)	原 子 力 防災管理者*1	組織構成					
			副班長課長	所長室の係長(ヨリカツヨウ 係長を除く)	1. 警戒本部の設置、運営、指合の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 員員の勤務、輸送手荷確保 4. 緊急医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項	1. 対策本部の設置、運営、指合の伝達 2. 連絡・通信手段の確保 3. 員員の勤務、輸送手荷確保 4. 緊急医療措置 5. 緊急時活動用資機材の調達・輸送 6. 見学者、協力会社員等の退避・避難措置 7. 消火活動 8. 他の班に属さない事務事項	1.5	
			広報班	所長室課長	ヨリカツヨウ係長	1. 連絡関係の対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動	1. 傀道開拓対応 2. 見学者の退避誘導 3. 広報活動(緊急時プレスを含む) 4. 原子力防災センターにおける活動の支援	4
			情報班	技術課長	技術課の係長	1. 作業費本部との情報受理・伝達 2. 安全所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外開拓組織への連絡連絡および受信 5. 幸運用資料の集約 6. 他の班に属さない事務事項	1. 社内対策本部との情報受理・伝達 2. 安全所警戒本部内情報の整理・収集・記録・状況把握 3. 国・自治体等関係者との連絡調整 4. 社外開拓組織への連絡連絡および受信 5. 幸運用資料の集約 6. 他の班に属さない技術事項	1.0
			安全管理班	安全・防災室課長	原子燃料課の係長	1. 事故状況の把握・評価 2. 安全所警戒本部の監視、介入制限 3. 防護施設の運用	1. 原子力防災会合対策協議会との情報交換 2. 事故状況の把握・評価 3. 事故影響範囲操作の検討 4. 放射線警報範囲の把握 5. 発電所構内の監視、介入制限 6. 防護施設の運用 7. 原子力防災センターにおける活動の支援	1.1
			放射線管理班	放射線管理課長	放射線管理課の係長	1. 放電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 排出管理、汚染除去・拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置	1. 放電所内外の放射線・放射能の測定、状況把握 2. 排出管理、汚染除去・拡大防止措置 3. 放射線管理資機材の整備・点検 4. 災害対策活動に伴う放射線防護措置 5. 原子力防災センターにおける活動の支援	1.2
			発電班	発電室長*2	発電室の係長、定檢課長、当直課長、当直主任	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故対応止止めのための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 消火活動	1. 事故状況の把握・整理 2. 事故対応止止めのための措置 3. 発電所設備の保安維持 4. 原子力防災会合対策協議会における情報収集 5. 消火活動	1.4
			保修班	保全計画課長、電気保修課長、計画保修課長、原寸半保修課長、タービン保修課長、土木建築課長	保全計画課、電気保修課、計画保修課、原寸半保修課、タービン保修課、土木建築課の係長	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 安全所警戒本部の監視、介入制限 3. 防護施設の運用 4. 住民者説明 5. 消火活動	1. 事故原因の究明、応急対策の立案・実施 2. 安全所警戒本部の監視・点検 3. 住民者説明、協力会社員等の退避・避難措置 4. 住民者説明 5. 消火活動 6. 連絡操作が可能な装置等の操作	1.8
			特命班	副本部長または 本部課長	指名された者	1. 不測の事態への対応	1. 不測の事態への対応	

* 1 : 原子力防災管理者は、複数号機で同時に特定事象が発生した場合は各班または特定事象に至ると判断した場合、以下の対応を行う。
・副本部長または本部課長から号機ごとの指揮者を指名して必要な対応にあわせらる。
・号機ごとの対応者は明確にするよう発電所対策本部の各班長に指名する。
* 2 : 第一電室長および第二電室長を総称して発電室長と記す

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行(平成25年12月19日修正)	読み替え後(平成26年6月26日以降適用)	説明
<p>別図2-2-4 発電所対策本部要員の非常招集連絡経路</p> <pre> graph TD A[別図2-2-4 発電所対策本部要員の非常招集連絡経路] --> B[原子力安全燃耗] B --> C[副所長] C --> D[運営統括長] D --> E[発電所課長] E --> F[品質保証室長] F --> G[品質保証室員] G --> H[安全・防災室長] H --> I[安全・防災室員] I --> J[所長室長] J --> K[所長室員] K --> L[技術課長] L --> M[技術課員] M --> N[原子燃料課長] N --> O[原子燃料課員] O --> P[放射線管理課長] P --> Q[放射線管理課員] Q --> R[第一発電室長] R --> S[第一発電室員] S --> T[第二発電室長] T --> U[第二発電室員] U --> V[保全計画課長] V --> W[保全計画課員] W --> X[電気保修課長] X --> Y[電気保修課員] Y --> Z[計装保修課長] Z --> AA[計装保修課員] AA --> BB[原子炉保修課長] BB --> CC[原子炉保修課員] CC --> DD[タービン保修課長] DD --> EE[タービン保修課員] EE --> FF[土木建築課長] FF --> GG[土木建築課員] GG --> HH[電気工事グループ課長] HH --> II[電気工事グループ員] II --> JJ[機械工事グループ課長] JJ --> KK[機械工事グループ員] </pre> <p>原子力安全を統括する職位の設置に伴う非常招集連絡経路の追加</p>	<p>原子力安全を統括する職位の設置に伴う非常招集連絡経路の追加</p>	

大飯発電所原子力事業者防災業務計画読替表

現行(平成25年12月19日修正)	読み替え後(平成26年6月26日以降適用)	説明
(若狭) 別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路(1/2)	(若狭) 別図2-2-5 本店対策本部要員の非常招集連絡経路(1/2)	